



別記第13号様式(第20条関係)

一般廃棄物 ~~処~~ 収集運搬業 ~~業~~ 許可証

許 可 番 号	北広環境指令第76号
営業所(処分業にあつては 処理場)の所在地又は住所	北広島市中央4丁目6番地4
営業所(処分業にあつては 処理場)の名称	広島建設株式会社
事 業 の 区 分	一般廃棄物収集運搬業
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く)
営 業 の 区 域	北広島市全域
許 可 の 有 効 期 限	令和6年4月1日から令和8年3月31日
許 可 条 件	関係法令を厳守し、適正に一般廃棄物の収集運搬を行うこと。

北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第40条第2項の規定により、
上記のとおり許可する。

令和6年3月5日

北広島市長 上野正三

